

(第一類第九号)

第四十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十三号

(五一四)

昭和三十六年六月五日(水曜日)

午前四時二十三分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君

浦野 幸男君 大高 康君

海部 俊樹君 金子 一平君

神田 博君 始関 伊平君

正示啓次郎君 田中 榮一君

田中 龍夫君 中川 俊思君

藤井 勝志君 山手 満男君

早稲田柳右高君 岡田 利春君

小林 ちず君 多賀谷眞稔君

佐々木良作君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 渡邊喜久造君

出席政府委員 公正取引委員会委員長 泉 美之松君

大蔵事務官 (主税局長) 大蔵事務官 高橋 俊英君

(銀行局長) 中小企業庁長官 樋詰 誠明君

通商産業事務官 (中小企業庁振興部長) 加藤 悌次君

通商産業事務官 (中小企業庁指導部長) 影山 衛司君

労働事務官 (職業訓練局長) 村上 茂利君

委員外の出席者 田中 武夫君

専門員 渡邊 一俊君

六月四日

委員浦野幸男君及び中村重光君辭任につき、その補欠として西村直巳君及び小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村直巳君辭任につき、その補欠として浦野幸男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

中小企業基本法案(内閣提出第六五号)

中小企業基本法案(永井勝次郎君外三十名提出、衆法第一〇号)

中小企業組織法案(永井勝次郎君外三十名提出、衆法第一号)

中小企業基本法案(向井長年君提出、參法第四号)(予)

中小企業指導法案(内閣提出第七六号)

中小企業信用保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

○逢澤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の中小企業基本法案、永井勝次郎君外三十名提出の中小企業基本法案及び中小企業組織法案、向井長年

君提出の中小企業基本法案(予備審査)、並びに内閣提出の中小企業指導法案、中小企業信用保險法の一部を改正する法律案、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案、及び下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、以上八案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。田中榮一君。

○田中(榮)委員 私は、政府提案にかかります中小企業基本法案、社会党から提案にかかっております中小企業基本法案、並びに政府提案の関連する諸法案の内容につきまして、逐次質問をいたしたいと存じます。時間がたいへん迫っておりますので、質問の要は、私の質問も多少急ぎますので、あるいは答弁のほうも、そのお含みでなるべく簡明瞭にひとつお願いを申し上げたいと思います。

今日、わが国の中小企業というものは、非常に苦境におちいております。しかしながら、今日、わが国の中小企業がまだ不完全ながらも存立をしておるということは、学者の説によりますと、わが国の中小企業の不完全競争性がその中小企業自体の中に残っておるというように、他の諸外国に比しまして、このために中小企業の存立がまだ著しく傷つけられてない、いわば温室の中にある中小企業である、そういうようなことで、今日日本の中小企業がかろうじて存立をいたしておるような状況であります。低賃金の労働力の供給が容易であるという

ことと、国内の市場が非常に分断せられて画一性を失つておるということ、こうしたことが、すなわち今日日本の不完全競争性をあらわして、中小企業というものがまあ存立しておるというところであります。しかしながら、最近におきますわが国の高度産業経済の著しい伸展に伴いまして、産業構造が急に高度化されていくにつれまして、中小企業も当然高度化に即応する必要に迫られておるのであります。一方、また貿易の自由化によるところの影響によりまして、この傾向というものは特に著しいのであります。したがって、わが国の中小企業が、不完全競争性からようやく完全競争性への推移になったと考えて何ら差しつかえないと思っております。したがって、いまやわが国の中小企業は、新産業体制に入ったものであると考えて支障がないと思っております。

このような状況のもとにおきまして、現在の中小企業というものが、どういふ点が脆弱であるかと考えてみますと、大企業と中小企業との格差が非常に大きいので、この格差を是正していかなければならない。すなわち、二重構造を解消するというところであります。これは社会党の提案されました中小企業の提案の理由の中にも、はっきり示されておるのであります。第二は、中小企業の生産性が非常に低いので、これを高めていかなければならない。第三には、中小企業の生産品の付加価値が低いので、これを是正していかな

ばならない。第四には、過当競争のために、中小企業がその過当競争の戦線から脱落をしていきますので、この脱落をできるだけ防止していかなければならないということ。第五には、労働力の需給の逼迫から、近代化、合理化が迫られておること。第六には、設備が古いので競争ができない。そのために、ぜひともその設備を近代化する必要に迫られておる。第七には、貿易の自由化のしわ寄せが中小企業を襲いまして、経営の近代化、合理化が迫られて、国際競争力に対する抵抗力をぜひとも確保していかなければならないということでもあります。第八には、新しい技術の革新によって、新技術の導入が必要になってまいりました。第九には、中小企業が、これを強くなるためには、ぜひともその組織を強化し、整備いたしまして、団体的におのの体質改善をしていかななくては、個別企業の努力だけでは不可能である。組織の力によってみずからの経営改善をし、その地位の向上をはからねばならない。中小企業の強力なる組織化が絶対に必要であると考えられるのであります。第十には、貿易の自由化の影響で、先ほど述べましたごとくに、新産業体制といったような混合経済の構想や、独禁法改正による大企業のカルテル強化の要望などが、一方において起こっております。これに対処いたしまして、中小企業間におきましては、将来伸びる見込みのない企業を転換せねばならないか、あるいはまた近代化のための適正規模のために協同

化、協業化、企業合同等を行なわねばならぬといったような問題が起つております。さらに第十一には、中小企業の経営の安定と従事者の生活水準の向上に迫られておるのであります。企業間の格差が、この大きな制約になっておるのであります。これを取り除くことが、刻下の急務であらねばならないのであります。第十二には、中小企業の労働者対策としては、福利施設を設置し、最低賃金制の確保と福祉事業並びに社会保障制度の確立に迫られておるのであります。第十三には、中小企業の経営の合理化、体質の改善のために、自己資金の蓄積が必要である。それがためには少なくとも税制の適正化の必要に迫られておるのであります。

以上申し上げましたような背景のもとにおきまして、われわれは、中小企業基本法案というものを今後審議していかねばならないと思うのであります。すでに農業基本法におきましては、昭和三十三年に、政府に農業基本法制定のための調査会が設置せられて、たぶん三十四年かと思いましたが、これが成立いたしましたのであります。農業基本法が成立するためには、三力年の調査期間を置きまして、ようやく成立いたしましたのであります。中小企業基本法におきましては、以上申し上げましたような背景のもとに、事情の急激なる変化によりまして、全国の中小企業は、このままでは生きていけない、何とか体制を変えていかなくてはならない。それがためには、中小企業を今後育成強化するところの基本法とも言ふべき、憲法とも言ふべき何らか中心となる根本法規が必要であると

いうようなことからいたしました。昨年、わが自民党におきまして、商工議員連盟等が組織されました。それから中小企業基本法案の策定にかかりまして、昨年の通常国会におきましては、与党、野党そろって議員提案の形式によりまして、中小企業基本法案を国会に提出いたしましたのであります。このことは、好むと好まざるにかかわらず、客観的情勢がさうにされたものであります。中小企業基本法案を成立させるというところは、国民の一つの声であり、しかも、これが国民運動として展開されてきておるのであります。かような情勢のもとに、今回、政府におかれまして急速に中小企業基本法案が提案されましたことは、まことに時宜に達したことを考えておるようであります。ただ、その内容につきましましては、私どももいろいろ検討の余地があるかと考えております。中小企業基本法案の前文の末尾に、「中小企業の進むべき新たなみちを明らかにして、中小企業に関する政策の目標を示す」、かように掲げておるのであります。私ども、この中小企業が今後進むべき新たな道をこの基本法によって明らかにしていただき、また中小企業に関する最も重要な政策の目標をこの基本法の中に掲げていただいております。かように確信をいたしておるのであります。

そこで、私はまず福田通産大臣にお尋ね申し上げたいことは、かような必要に迫られた情勢下におきまして、中小企業基本法案が提案されたのでございます。先ほど申し上げましたように、全国の中小企業者は、この中小企業基本法案が成立することを、あ

たかも干天に慈雨を求めるごとくに、みなこれを渴望いたしておるのであります。しかも、新産業体制に突入します。この基本法案ができた場合におきまして、通産省が従来のような安易な、しかもマンネリズムにおちいつた中小企業振興に関する政策を立てておったのでは、私は、全国の中小企業というものは非常に失望するのではなか、かように考えるのであります。その意味におきまして、私は、三十九年度におきまして、あるいはその後におきまして、通産省として中小企業に関するいかなる施策を立ててなるのであるか、その決意のほどをまず第一にお伺いしてみたいと思うのであります。

○福田通産大臣 ただいま御説明をいただきましたように、日本の中小企業は、不完全競争といえます。特殊の事情があり、しかも十三の項目をあげて述べられましたような必要性に迫られておる。しかも、一方においては、自由化あるいは関税一括引き下げ等、世界的規模において日本経済が移り変わっていく段階における日本の中小企業、こういう考え方に立つてこれから施策をやっていくわけでございまして、したがって、われわれといたしましては、中小企業基本法というものは、その施策の方向を示すものではございしますが、この法律に基づきまして、今後の施策については、いままでとは違った格段の努力をいたしてまいらなければならぬと思ひます。特に中小企業のいわゆる合理化、近代化を促進する、そういう意味において、税制、金融の面については特にわれわれは予算面その他においても努力をいた

さなければなりません。その他いわゆる中小企業のものに対する手厚い保護という面についても、従来とは格段の変わったやり方——同じことをやるにしても、力の入れぐあいによってうんとものは違ってくると思うのであります。大いに力を込めて、そしていわゆる中小企業というものの育成といえます。今後のそういうような世界的な規模の中における日本経済、その中における中小企業を育てていくという意味で格段の努力をいたしてまいりたい、かように考える次第であります。

○田中(衆)委員 最近各省の所管事項の中で、いわゆる基本法ばかりでございまして、先般観光事業基本法というものがございまして、農業には農業基本法、観光には観光事業基本法、今後中小企業には中小企業基本法というようにものが制定されるのであります。この基本法ができたからといって、私どもは、これによって直ちに予算が増額されるということは考えられないのであります。しかしながら、基本法ができた以上は、基本法を中心にして何か新しい政策が策定せられ、それによって新たな予算が計上される、それによって中小企業は、基本法ができたからこういふふうなことになるという、一つの期待を持つておるのではないかと思ふのであります。そこで、この中基法がございまして、通産省だけが力こぶを入れてやりました。ほかの省がこれに協力態勢ができておりませんと、せっかくでございましたけれども、それは絵にかいたばちにもなつてしまふおそれがあるのであります。少なくとも通産省が、その主管省としまして

て中小企業基本法を成立させる。それに関連いたしまして、社会党の案によりますと、中小企業基本法の提案説明の中に、五本の柱を立てております。まず第一は、二重構造の解消と経済の民主化、第二は、自主的な協同化、第三は、個々の中小企業に対する積極的な助成、第四には、中小企業労働者の所得増大、第五には、さらに中小企業者、労働者、農民相互間の調和の五つの柱を明確に提示してうたつておりますが、私どももまた、別な考え方によりまして、この中小企業にはやはり五つの柱が必要であると思つております。その一つは金融であります。その次は、すなわち租税負担の問題でございまして、それから第三には、労働力をいかにして確保するかという問題であります。その次は、いわゆる税制の適正化といえます。か、合理化といえます。税制をなるべく適正化いたしました。中小企業の負担の軽減をさせていた。第四には、設備の近代化であります。第五には、産業分野を明確にここに確立をしてもらいたい。この五本の柱を私は立てておるのであります。が、この五本の柱を立てる上におきましては、それぞれあるいは労働者、あるいは大蔵省、あるいは厚生省、場合によりましては運輸省、各省の権限に属する所管事項がみんな異なつておるのでございます。今日、各省にまたがっておるがために、その実効が伴わないというふうな例が問々でございまして、たとえば観光事業におきましては運輸省、農林省、厚生省、建設省、労働省、各方面にまたがっておるがために、その効果があがらないという例が問々

家に対する予算の計上と中小企業者に対する予算の計上とにおいて、かように大きな差があるのであります。しかも今日中小企業の実態は、いわゆる国

い、かように考えております。

なお、ただいま御説明がございました予算の問題でございますが、そういうような比率の点から見ますと、確

を設置して、これを十分に効果あるように実施するの御意志があるかどうか、その点につきましてお伺いしてみたいと思います。

条によりますと、円滑なる融資の道を講ずるといふことがはっきり規定されておりました。政府みずからが融資の道をはかりますといふことを、農業

ますが、中基法第二十四条の中には、何らそれが明定されなくて、ただ第五条に財政上の措置を講ずるということによっておるのでありますが、この点

に關する大臣の御見解を承つてみたいと思ひます。

○福田國務大臣 財政資金の問題については第五條、それから第二十四條でございすが、われわれとしては、書き方の問題でございすが、おしかりを受けて恐縮でございすが、われわれとしては、いま田中委員が仰せになつたようなことがこの條文の中にあつてゐる、かように考へておるののでございまして、「國は、中小企業に對する資金の融通の適正円滑化を図るため、政府關係金融機關の機能を強化、……等必要な施策を講ずるものとする。」「信用補完事業の充實、……等必要な施策を講ずるものとする。」こう受けていくわけでございすが、ただいま仰せになつたようないゝゆる農業基本法の場合と同じようなことが、ここに大體規定されておる。ただ問題は、農業と違ひまして、中小企業の場合には、民間金融機關からの融資というものが非常に大きなウェートを占めておるものでございすが、それとここに規定をいたさなければならぬので、ここに「民間金融機關からの中小企業に對する適正な融資の指導」という言葉でこれをあらわしまして、國の財政投融資はもちろんのこと、國の中小企業金融公庫とか、國民金融公庫その他政府金融機關は、そういうことを十分にやる。また、いわゆる信用保証協會等の利用等の問題をもつと充実にやる。同時にまた、民間の金融機關をうまく指導をして、中小企業にできるだけたくさん金が融資されるような適正な融資の指導を講ずる、こういうふうな考え方でこの條文をつくつておりますので、ひとつその点は御了

解を賜つたと思ひ次第であります。

○田中(武)委員 実は前回議員立法として提案された中には、そうしたことのニュアンスが出るような文句が明定されておつたのでありますが、今回はそれが削除されておつたのであります。ただ、私も第二十四條を拝見しますと、人の資金をあっせんするとか、あるいは中小企業に對する適正な融資の指導をするとかといったような、何となく他力本願的なことのみのように見えるのであります。この点は、中小企業の連中も若干失望するのではないかと考へております。どうせ政府が融資をあっせんするならば、農業基本法のように、円滑化をはからねばならぬというように、はっきり態度を示していただいたほうが私はむしろよかつたのではないかと考へることも考へるものであります。これは私の見解でありますから、いま通産大臣の御答弁で私は一応了といたします。

なお、私は、もう一つ通産大臣にこれは意見として申し上げてみたいと思ふのであります。今度の中小企業基本法案をざつと見て感じますことは、現在大企業から中小企業がいろいろと圧迫を受けておるというところは、通産大臣もよく御存じのこととございすので、私から一々こういうことを説明する必要はないと思ひます。たとえばその一つが、いわゆる下請代金の支払いが遅延をするという点。それからもう一つ、これは大臣御存じであるかどうか存じませんが、現在の大企業メーカーが、御売り等に対してリベートというものをを出しておられます。これはもう商慣習で、いかなる大企業

も、大メーカーも、その販売網に對しましてリベートを出しておるのであります。大企業五分程度のリベートを出しておる。そのリベートを出す場合におきまして、その支払いが、大企業半払い、一年払いである。しかも、その支払いが、五五五を払つて、あとの四五五はとめ置く。しかも、その支払いの場合においては、一本の通知で、おまえさんのところのリベートは百万円だ、五十五万円はキャッシュで渡すけれども、あとの四十五万円は私のほうへとめ置きますということ。な

ぜそうするかと申すと、半分だと、この大企業メーカーのほうに引きまして利益勘定に入りまして、法人税がかかるのです。今度は逆に五五五、五十五万円のリベートを中小企業がもらいますと、これは五五五の——現在の法人税そのほかにいろいろの諸税がかかりますが、二百万円以上におきましては、大企業五五五の税金がかかるのであります。その税金を、百万円の分について税金が取られるのであります。こうしたことは、リベートならば、毎月決算のときに支払うべきものが、半年あるいは一年の後に支払われる。しかも、とめ置かれたリベートというものは、大企業がこれを見返りにして、担保として融資を受ける。これが今日、全国的にこのリベートのとめ置いた数字をもとに合算をいたしましたならば、私は、数十億にのぼる額になると思ふのであります。これがもし月々中小企業に手渡されたらいたしますならば、中小企業の金融というものがそれだけ潤うのであります。これのごときは、リベートでありますから、一種の贈与であります。これは一方的の恩恵でありまして、これは中小企業がこれに對して抗議を申し込み、あるいは異議の申し立てをするのでございす。弱立場にある。これはちやうど下請代金支払い遅延と同様な姿でございすが、かようなあらゆる点におきまして、中小企業というものは大企業から目に見えないいろいろな圧迫、不利というものを受けておるのであります。そういう場合におきまして、この中小企業基本法案の中に、しからば中小企業基本法案が、大企業に對して中小企業をどういふように保護しておるかというところを探してみますと、ほとんどないのであります。ただ一カ条だけ、中小企業基本法の中に、法第三條第一項第五号の規定がわずかにあるのであります。その第五号の規定と申しますものは、「中小企業の取引条件に關する不利を補正するように過度の競争の防止及び下請取引の適正化を図ること。」「こういふ一つの規定がありまして、これが大企業より中小企業を保護する規定と思はれるのであります。そのほか、中小企業を大企業から保護するような、せめて道徳的規定でもよいから何かほしいと思ふのであります。ところが、これらにつきましては、何ら保護の規定のないというところは、私はまことに残念に思ふのであります。この点は、他の法案をいろいろ解釈をいたしまして、そういう保護の趣旨がこれにあらわれておるのだということになればそれは別でございすが、私どもは、下請代金支払い遅延につきましては、その特定の法律がありますし、それによつて保護されておりますが、これとて、あとで御質問申し上げますが、ざる法中のざる法であります。

して、これによつて全然保護されてないというところがあります。こういう点から申しますと、私は、この中小企業基本法というものは、何か肝心な一つのくぎが一本欠けているのではないかと考へております。福田通産大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○福田國務大臣 仰せのごとく、大企業は中小企業に對して何らかの圧迫と申しますか、不利益をもたらしておるような事例は、私も承知をいたしております。ただ、いま御指摘になつたようなリベートの問題等は、実は私算聞にして存じておりませんが、おそらく御指摘のことはあるかと思ふのであります。こういうことは、今後ひとつ大いに研究いたしまして、是正をいたしたいと考へてゐるのであります。なお、中小企業に對する大企業の圧迫を是正する、はねすというふうな措置について、御指摘のような條文があるのであります。その趣旨を受けまして、十七條、十八條、十九條というふうなもので、大企業その趣旨を明らかにさせていたただけではないか、かように考へておりますが、しかし、いわゆる大企業が中小企業を圧迫することというものは、これはぜひとも是正すべきこととございすので、條文の問題は別といたしまして、今後ひとつ大いにそういうことのないように努力をいたしてまいりたい、かように考へる次第でございす。

○田中(武)議員 ただいまの田中さんの政府に對する御質問は、政府案の一番欠けたところをついておると思ひます。したがつて、私が、當委員会及び

本会議において、わが党案を提出いたしましたときの提案説明にも言っておるように、大企業のための中小企業基本法である、われわれはかように見ておるのであります。田中さんの御意見ごもつともでございます。

○福田国務大臣 答弁の答弁をしてはまことにあれであります。私たちが、決して大企業擁護のためにこういう中小企業基本法を出しておるのではありません。また下請の問題につきましては、第十七条の「国は、中小企業の取引条件の向上及び経営の安定に資するため、中小企業者が自主的に事業活動を調整して過度の競争を防止することができるよう、その組織を整備する」、これは組織の力を借りて大企業をね返せるような措置を講ずるようによせよということであり、第十八条では「下請取引の適正化」ということで、「国は、下請取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止等必要な施策を講ずるとともに、下請関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう、するため必要な施策を講ずるものとする」、こういうふう

に明らかに規定をいたしております。また、「事業活動の機会の適正な確保」については、十九条においてこれを規定いたしておるわけでございます。その点は誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。

○田中(葉)委員 本件につきましては一応留保いたしまして、なおまだ大蔵省関係、他省関係についての質問が相当残っておりますが、時間も迫っておりますので、私の質問は、本日のところ

ろはこれをもって打ち切りまして、後日に譲りたいと思います。

○逋澤委員長 次会は、明後七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

